最終更新日：2015年12月10日

株式会社 木 曽 路
代表取締役社長 松 原 秀 樹
問合せ先：企画部長 大橋 浩 TEL：052-872-1811
証券コード：8160
http://www.kisoji.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は「会社は社会の構成員の一員である」との認識のもとに、株主をはじめ顧客、取引先、従業員、地域社会等の会社関係者との良好な関係の形成に努めます。また、会社法・金融商品取引法はじめ諸法令を遵守することはもとより、会社の理念・方針・業績等の情報を適時・的確に開示し、経営の透明性を確保します。更に、株価や格付等の客観的な経営評価指標を参考に、経営の適正性・妥当性の堅持に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1－2－2】
当社は、株主が十分な議案の検討時間を確保できるよう、今後、招集通知の早期発送や発送日前の当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイト等への議案の開示を検討します。

【補充原則4－2－1】
経営陣の報酬は以下のとおり、固定枠(基本報酬)に加え、業績と連動した変動枠(賞与)を設定しています。当社は現在、自社株報酬制度はありませんが、今後の課題として検討します。

1．固定枠（基本報酬）
取締役については、取締役会決議により一任された代表取締役が社会環境や社外の第三者の意見を参考に、役位、役割、会社業績、他社水準等を総合的に勘案し、具体的な決定をしています。
監査役については、監査役の協議により決定をしています。

2．変動枠（賞与）
業績連動報酬については、代表取締役が会社業績及び各役員の貢献度を勘案のうえ、当事業年度の経常利益に1.0%を乗じた額以内で総額を算定し、定時株主総会で承認を得ることとしています。

【補充原則4－11－3】
当社は、複数の社外取締役を選任することにより、取締役会としての判断や会議運営など、取締会全体の実効性を確保していくよう努めています。また、今後も、社外取締役及び社外監査役の意見・要望等に耳を傾け、取締役会に取り入れることや、社外取締役を含む全ての取締役に対する意見調査等の実施、その結果に基づいた分析・評価を行うことで、更なる実効性の向上に努めてまいります。
上記の結果の概要に係る開示については、今後検討します。
なお、現時点での当社取締役会の運営状況は以下のとおりであり、実効的に運営されていると考えています。

1．取締役会審議基準に基づき重要案件を漏れなく議案として選定し、また、取締役会を原則毎月開催することにより、適時・適切に審議しています。
2．取締役会の審議に先立ち、経営会議にて問題点や課題、リスク、対策などを協議し、取締役会の議論の実効性を高めています。
3．取締役会で円滑且つ活発な議論を行い十分な検討により決議を行うため、資料の事前配付や必要に応じた事前の内容説明を実施しています。
4．業務執行担当取締役から、定期的に担当業務について報告を行い、適切なリスク管理と業務執行の監視を実施しています。
5．営業・仕入・生産・人事・経理等の様々な経験を持つ取締役・監査役、及び定例取締役会に陪席する執行役員により、経営課題の多角的視点からの検討を行っています。

【原則5－2　経営戦略や経営計画の策定・公表】
業績の中期的展望を元に、単年度の売上高、営業利益・経常利益、及び同利益率の目標値を設定し、四半期業績開示、決算説明会、株主総会等を通じ、目標達成に向けた施策や目標との乖離原因等について説明しています。
業績の中期的展望については過去最高業績にその水準を置き、売上高500億円、営業利益・経常利益30億円、利益率6%を中期的な業績目標としています。当面は、業績建て直しが第一課題であり、収益性の回復と共に株主資本効率の改善に取り組む計画のため、現在は資本効率に関する目標を定めていません。また、中期経営計画の詳細については、今後、検討の予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
当社は、中長期的な視点で経済的な波及効果を勘案し、取引関係の維持や協業関係の強化、地域社会との関係維持などの観点から銘柄を総合的に検討し、経営戦略の一環として必要と判断する企業の株式を保有することがあります。また、定期的に、主要な同株式について、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを検証します。
同株式に係る議決権の行使については、株主価値が大きく毀損される事態が生じている場合などを除き、取引先等との関係強化に生かす方向で議決権を行使します。なお、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要なため、現時点では統一基準は定めていません。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社取締役による関連当事者取引は、取締役会の承認決議を要する旨を取締役会規程に定めており、取引の合理性や取引条件の妥当性に

ついて確認することとしています。また、同取引については、会社法および金融商品取引法その他の適用ある法令ならびに東京証券取引所が定める規則に従って、開示いたします。
　また、毎年定期的に、取締役・監査役およびその近親者との取引について取引の有無に関する調査の報告書を作成し、その内容について取締役会に報告しています。

【原則３－１　情報開示の充実】
（ｉ）　経営理念、経営戦略、経営計画
　１．経営理念
　　当社公式ホームページをご参照ください。（http://www.kisoji.co.jp/company/company2.html）
　２．経営戦略、経営計画
　当社は、適切な成長性と収益性の確保を通じて着実な業容拡大と企業価値の向上を図ることを、経営戦略としています。そのため、売上高成長率および売上高経常利益率を指標とし、経営課題に取り組んでいます。
　　当面は、過去最高業績水準である、売上高500億円、営業利益・経常利益30億円、利益率6.0%を業績目標としています。中期経営計画の詳細については、今後、検討の予定です。
（ⅱ）　コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
　　当報告書Ⅰの1【基本的な考え方】をご参照ください。
　■木曽路行動憲章
　　当社公式ホームページをご参照ください。（http://www.kisoji.co.jp/company/charter.html）

（ⅲ）　取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針と手続
　　当報告書Ⅱの1【取締役報酬関係「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」】をご参照ください。
　　監査役に対する基本報酬は、株主総会で承認された限度額の範囲内で、役割を勘案し、監査役の協議により決定しています。賞与については、会社業績及び役割を勘案のうえ総額を算定し、取締役の賞与と一括して定時株主総会で承認を得ることにしています。

（ⅳ）経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
　　取締役は、経営専門家として高い倫理観と価値観を持ち、株主や従業員、取引先等の会社関係者を含めた会社全体の利益の観点に立ってその職務を遂行できる者、また、十分な専門的知識や経験があり、その職務遂行に当り、善管注意義務、忠実義務、遵法精神を旨とし、科学性・合理性・適時性にかなう判断ができる者、としています。その観点で代表取締役が現任役員・経営幹部等から意見を聞き、業績・人格・見識などを総合的に勘案・人選し、取締役会及び株主総会で審議・決定しています。監査役については、取締役に準じた手続きを実施しています。
　　また、当社は取締役会の選任による独自の執行役員制度を実施しています。執行役員は、取締役と同等の法的要件を備え、人格・見識ともに優れ、その職務を全うすることの出来る者とし、代表取締役が推薦し、取締役会の決議により選任しています。
　　取締役会は、役員の選任・指名についての審議の過程で、これを監督しています。

（ⅴ）取締役・監査役の新任候補者個々の指名理由は、株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則４－１－１】
　当社は、取締役会は法令及び定款に定められた事項のほか、経営方針や各基本方針、事業計画、投資計画など取締役会規程で定めた経営に係る重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う機関と位置付けています。それ以外の業務執行の決定については経営陣に委任しており、経営陣は、取引・業務の規模や性質に応じて定めた決裁権限に基づき経営にあたっています。その具体的な内容は、職務分掌規程、職務権限明細、稟議規程等の社内規程において明確に定めています。
　取締役会での決議・報告事項は以下のとおりです。
　■決議事項
　　１．会社法及び他の法令に規定された事項
　　２．定款に規定された事項
　　３．株主総会の決議により委任された事項
　　４．その他経営上の重要な事項
　■報告事項
　　１．業務の執行の状況、その他会社法及び他の法令に規定された事項
　　２．その他取締役会が必要と認めた事項

【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】
　当社は、独立役員の基準要件を満たす独立社外取締役を2名選任しており、取締役会における独立・中立的な立場からの意見を踏まえた議論が可能となっており、その役割・責務を果たしております。
　なお、現時点では、意図的に取締役会の3分の1以上を独立社外取締役とする予定はありませんが、今後、当社を取り巻く経営環境が変化することにより社外取締役を増員する必要が発生する可能性もあり、必要に応じて候補者の選任を検討します。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
　当社は、現在に至るまで子会社等関連会社が存在しないこと等も含め、独立性を検討する見地からは会社法や東京証券取引所が定める要件・基準に従い選任することで、独立性の確保については必要十分であると考えています。
　独立社外取締役の候補者選任にあたっては、上記基準に加え、会社経営等における豊富な経験と高い識見を重視しています。

【補充原則４－１１－１】
　当社の取締役会は、取締役12名以内、監査役5名以内の規模で構成することとしており、社外取締役は複数名、監査役は常勤監査役と非常勤の社外監査役で構成することを、基本的な考え方としています。
　また、取締役会には、当社独自制度により選任された執行役員が陪席し、審議内容の一層の充実を図っています。
　社外取締役及び社外監査役は、性別を問わず、当社の社外役員の選任方針及び社外役員の独立性基準に基づき選任を行っています。社外取締役は、会社経営等における豊富な経験と高い識見を有する人材を、社外監査役は公認会計士、弁護士等の高い専門性を有する人材を選任するなどして、事業競争力を伸ばすとともに、健全で持続的な成長が図れるよう、監督的立場である社外役員の知識・経験のバランスに配慮しています。
　現在は、取締役・監査役計11名中、4名が独立性基準を満たす独立社外役員（社外取締役2名、社外監査役2名）であり、取締役会において、独

立・中立的な立場からの意見を踏まえた議論が可能となっています。

【補充原則4－11－2】
各取締役及び監査役の他の重要な兼職状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示しており、また、その兼職状況は取締役会又は監査役会のために必要となる時間と労力から見て合理的な範囲にあると考えています。
また、業務執行取締役全員及び常勤監査役は、他社の役員を兼任しておらず、取締役・監査役の業務に常時専念できる体制となっています。

【補充原則4－11－3】
当社は、複数の社外取締役を選任することにより、取締役会としての判断や会議運営など、取締役会全体の実効性を確保していくよう努めています。また、今後も、社外取締役及び社外監査役の意見・要望等に耳を傾け、取締役会に取り入れることや、社外取締役を含む全ての取締役に対する意見調査等の実施、その結果に基づいた分析・評価を行うことで、更なる実効性の向上に努めてまいります。
上記の結果の概要に係る開示については、今後検討します。
なお、現時点での当社取締役会の運営状況は以下のとおりであり、実効的に運営されていると考えています。
1. 取締役会審議基準に基づき重要案件を漏れなく議案として選定し、また、取締役会を原則毎月開催することにより、適時・適切に審議しています。
2. 取締役会の審議に先立ち、経営会議にて問題点や課題、リスク、対策などを協議し、取締役会の議論の実効性を高めています。
3. 取締役会で円滑且つ活発な議論を行い十分な検討により決議を行うため、資料の事前配付や必要に応じた事前の内容説明を実施しています。
4. 業務執行担当取締役から、定期的に担当業務について報告を行い、適切なリスク管理と業務執行の監視を実施しています。
5. 営業・仕入・生産・人事・経理等の様々な経験を持つ取締役・監査役、及び定例取締役会に陪席する執行役員により、経営課題の多角的視点からの検討を行っています。

【補充原則4－14－2】
取締役・監査役(社外役員を除く)が就任の際には、その求められる役割と責務(法的責務を含む)を十分に理解し必要な知識を習得するため、個々に適合した社外セミナー等への参加の機会が与えられています。また、必要な知識の習得や新しい情報更新を目的として、社外セミナーの他、外部団体加入や異業種交流への参加を推奨しており、その費用については各役員の求めにより社内規程に基づき、当社にて負担しています。
社外役員に対しては就任時に、会社概要・企業理念・経営状況・社内規定等、必要な知識について説明を実施している他、就任後は、定例取締役会にて経営に関する情報は適宜更新されています。
今後も、役員等に適した、就任時とその後の継続的トレーニング機会の確保に努めてまいります。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下のとおりであります。
1. 株主との対話
当社は、株主の多くが個人株主であり、且つ個人株主は店舗をご利用頂く顧客であることが多いことから、株主との対話の申込み窓口を、人事総務部としています。また、機関投資家向けには経営企画・経理部門の担当役員が中心となり、定期的に決算等に関するご説明の機会の提供を図っています。
2. 建設的な対話を促進するための体制
人事総務部は、営業部門や管理部門と連携することにより各種の経営情報を収集し、適切な形で株主へ情報提供を行うよう努めています。また、主要株主や機関投資家との決算情報や事業計画などに関する対話については、企画部・経理部があたっています。
3. 個別の対話以外の対話手段の充実
株主・投資家との対話の一環として、年2回決算説明会を開催(東京)しています。また、証券取引所が主催する投資家向けアイアールイベントには10年以上に渡り継続的に出展しています。情報開示については、TDnetへの登録や記者クラブでの発表、有価証券報告書への記載などを適時・適切に行うほか、投資判断に有用と判断した情報を当社ウェブサイトにおいて迅速・正確に開示しています。
4. 株主意見のフィードバック
株主との対話(店舗をご利用された際のご意見も含む)の中で把握した意見や懸念は、人事総務部から代表取締役を含む常勤の取締役・経営幹部および関係部門へ適時フィードバックし、情報の共有・活用を図っています。
5. インサイダー情報の管理
重要な会社情報を適切に管理し、インサイダー取引(未公表の重要事実に伴う取引)の未然防止を図るための社内規程を定め、これを周知徹底しています。適時開示規則による開示情報及び投資判断に影響を与えると当社が判断した重要な会社情報については速やかに開示する一方、株主への情報開示の公平性を確保するため、各四半期の決算期日の翌日から決算発表日までの期間中は、業績の見通しに関する質問への回答やコメントを差し控えています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
木曽路共栄会	1,163,738	4.49
松原　秀樹	722,771	2.78
株式会社三菱東京UFJ銀行	685,684	2.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	619,700	2.39
木野　ひとみ	527,412	2.03
アサヒビール株式会社	496,000	1.91
吉江　則子	478,587	1.84

株式会社プルメリア	420,000	1.62
麒麟麦酒株式会社	352,049	1.35
サントリー酒類株式会社	352,049	1.35

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松井　常芳	他の会社の出身者											
伊藤　邦昭	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松井　常芳	○	東邦ガスリビング（株）　代表取締役会長	企業経営に関する幅広い知見を有し、また経営者としての豊富な経験から、当社の経営戦略に対してさまざまな観点から有用な意見・助言をいただけると期待し、選任しております。 上場管理等に関するガイドラインに規定する独立性の要件の他、現在及び過去の経歴から「一般株主と利益相反が生じるおそれがない者」と判断できることから独立役員として指定しております。
			国内外での勤務やその後の企業経営での豊

伊藤　邦昭	○	(株)明輝商会　代表取締役社長 (株)ラミテック　代表取締役社長 (株)メイキ　代表取締役社長	富な経験から、当社の経営戦略に対してさまざまな観点から有用な意見・助言をいただけると期待し、選任しております。 　上場管理等に関するガイドラインに規定する独立性の要件の他、現在及び過去の経歴から「一般株主と利益相反が生じるおそれがない者」と判断できることから独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

　事業年度の会計監査の開始に当たり、監査役は会計監査人より、監査の基本方針・重点監査事項・主な監査内容等を記した監査計画書を入手し、意見交換を実施しています。監査役と会計監査人は、定期的に情報・意見交換を行うほか、監査役は会計監査への適時立会いを実施しています。また、四半期決算及び年度決算においては、レビュー報告会及び監査報告会を開催し、会計監査人から監査の方法及びその結果について報告を受け、意見交換を実施しています。
　また、監査役は取締役の業務執行状況の監査とともに、臨店調査による内部規定・基準の妥当性を検証しております。内部監査室は臨店調査を主体に各部店における資産管理・労務管理・衛生管理等に関して、経営方針の浸透状況や規定遵守状況を監査しております。監査役と内部監査室はそれぞれの監査方針・計画の決定、監査結果の評価において、会計監査人による監査結果と併せて相互に情報交換を行い、会社業務の適法性・妥当性の確保に万全を期しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加藤　正樹	公認会計士										△			
熊田　登与子	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤　正樹	○	アイホン(株)　社外監査役	公認会計士としての高い専門性と、豊富な監査経験・見識を監査に活かしていただくことを期待し、選任しております。 上場管理等に関するガイドラインに規定する独立性の要件の他、現在及び過去の経歴から「一般株主と利益相反が生じるおそれがない者」と判断できることから独立役員として指定しております。 会計監査人である監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)の代表社員でありましたが、在籍時、当社の監査に直接関与した実績はありません。
熊田　登与子	○	―――	弁護士としての高い専門性と、優れた人格・見識によって客観的・中立的な監査を実施していただくことを期待し、選任しております。 上場管理等に関するガイドラインに規定する独立性の要件の他、現在及び過去の経歴から「一般株主と利益相反が生じるおそれがない者」と判断できることから独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

取締役に対する基本報酬は、役位、役割、会社業績、他社水準等を総合的に勘案して、株主総会で承認された限度額の範囲内で、取締役会決議により一任された代表取締役が具体的な決定をしております。また、賞与については、代表取締役が会社業績及び各取締役の貢献度を勘案のうえ、総額を算定し、定時株主総会で承認を得ることにしています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬 7名 総額145百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めた規程はありませんが、次のような方針、方法によって決定しております。
役員に対する報酬は、基本報酬と賞与により構成されており、退職慰労金については、平成20年6月27日をもって制度を廃止しております。取締役に対する基本報酬は、株主総会で承認された限度額の範囲内で、取締役会決議により一任された代表取締役が具体的な決定をしております。代表取締役は、独断を回避するため、外部の情報や社外第三者の意見を参考に、役位、役割、会社業績、他社水準等を総合的に勘案し、具体的な決定をしております。また、賞与については、代表取締役が会社業績及び各取締役の貢献度を勘案のうえ、総額を算定し、定時株主総会で承認を得ることにしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へは、取締役会の開催に際して事前に議事の内容を資料を以って知らせることとしております。また、社外監査役が補助する要員を必要とするときは、適切な者を指名し、社外監査役の指揮・命令の下で、取締役から独立して補助業務に当たらせることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役設置会社であり、取締役会と監査役会及び会計監査人という枠組みの中で、業務執行と監査・監督を行っております。代表取締役は最高経営責任者として業務執行に当たり、また、取締役会決議により業務担当役員並びに駐在役員を任命して権限委譲を進め、経営の実効性と迅速性を追求しております。なお、取締役会は、取締役8名から構成されており、そのうち2名は社外取締役であります。社外取締役は、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会において独立した立場と外部の視点から適宜、客観的な助言をいただくいただくために選任しております。また、取締役会の指名による独自の執行役員制を実施し、執行役員を取締役会に陪席させることにより審議内容の一層の充実を図るとともに、代表取締役を複数選任し、重要事項について協議することとし、かつ協議の場に監査役の出席を求めております。
経営判断の適正性を確保するために、高度に専門的な検討を要すると思われる案件については、外部専門家(コンサルタント、調査機関等)の意見を求めることとしております。また、取締役の業務執行の有効性を確保するためには、高い倫理感・価値観とともに、十分な専門的知識や経験が不可欠であると考えており、その観点から取締役選任の議案を総会に付議しております。
監査役の機能強化に向けた取組みについては、監査役3名のうち2名を社外監査役(うち女性1名)に当て、実務に精通した常勤監査役と法務、財務・会計に関して、それぞれ専門的知見を有する社外監査役の協議によって、取締役の業務執行の適法性・妥当性を幅広い視野からバランスの取れた監査を実施しております。なお、社外取締役2名及び社外監査役2名は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員であります。社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める要件・基準に従い独立性を確保しています。
会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査においては、有限責任監査法人トーマツが監査業務に当っております。有限責任監査法人トーマツ及び当社監査に関与する業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。なお、同監査法人は、業務執行社員について、法令等に従い、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することがないよう措置を講じております。平成27年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については、下記のとおりです。
・業務を執行した公認会計士の氏名 指定有限責任社員 業務執行社員:瀧沢宏光、神野敦生
・会計監査業務に係る補助者の構成 公認会計士15名、会計士補等4名、その他6名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、前述のとおり、監査役(会)制度が既に定着しており、2名の社外監査役(独立役員)が取締役会に出席して取締役の業務執行を監督するほか、公認会計士、弁護士として専門的な立場から適宜、意見を述べており、常勤監査役を含め監査役会がその機能を適切に果たしていると判断しております。また、取締役8名のうち2名を社外取締役(独立役員)として選任しており、取締役会において独立した立場と外部の視点から適宜、客観的な助言をいただくとともに、取締役は、取締役会における業務執行の決定に当たり、株主・投資者からの信頼を宗として、1.善管注意義務・忠実義務 2.遵法精神 3.客観的・科学的事実認識4.合理的手続き 5.適時性の要件を確保するよう努めており、当社のコーポレート・ガバナンス体制は有効に機能していると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会の議事運営において、株主との質疑応答が活発化するよう配慮しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示の基本方針(ディスクロージャー・ポリシー)を定め、当社ホームページに掲載しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名証IRエキスポ出展(1回/年：名古屋)	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会(2回/年：東京)	あり
IR資料のホームページ掲載	月次情報(売上・客数・客単価)、決算短信、四半期決算短信、決算説明資料、ニュースリリース	
IRに関する部署（担当者）の設置	企画部、人事総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業倫理規程(木曽路行動憲章)を定め、当社ホームページに掲載しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	生ごみリサイクル活動を実施しています。
その他	役員の女性登用状況は、社外監査役2名のうち、女性を1名登用しております。また、女性の活躍促進に向けて、OJTや社内勉強会による人材育成を積極的に実施し、実力や成果に応じた評価を行っております。その結果、管理職に占める女性の割合（パートタイマーは含まず）は、23.7%（2015年3月末現在）であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第4項第6号、第5項及び会社法施行規則第100条の規定に則り、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について以下の通り決議しています。

1．基本的方針

a.取締役会は、取締役の職務執行が法令・定款に適合していることを確保するために、内部統制の機能が重要かつ不可欠であるとの認識に立ち、その整備・充実に向けて自主的な努力をする。

b.内部統制制度を確立しその有効性を確保するために、代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」を設置し運営する。

2．法令等の遵守体制の整備

a.内部統制が機能する環境として、企業倫理が周知・徹底された健全な企業風土を構築する。
企業倫理や遵法精神の確立のために、行動規範である「木曽路行動憲章」の周知・徹底を図る。

b.取締役会の決議に当っては、決議内容の適法性・妥当性を確保するために、(1)善管注意義務・忠実義務、(2)遵法精神、(3)客観的・科学的事実認識、(4)合理的手続、(5)適時性の観点から議案を検討する。

c.「内部監査室」は業務部門からの独立性を確保し、不正の未然防止・早期発見・再発防止に努める。

d.反社会的勢力との一切の関係を遮断し、被害の防止に努める。

e.企業倫理や法令遵守の問題に関する公益通報・相談制度を適切に運営する。

f.業績評価・表彰においては、業容・体質関連項目の評価と共に、内部監査・衛生検査の成績や事故等の発生状況を勘案することとする。

3．リスク管理体制の整備

a.衛生安全に関する基準を常に周知・徹底し、品質の確保と食品事故の未然防止に努める。

b.個別業務に係るリスクは各業務所管部が規程を定めて、適切な方法でリスクを管理する。

c.過誤・不正等の事故の未然防止、早期発見のために異例異常取引を情報システムによって即時・重点的に監視する。

d.情報システムの信頼性・安全性対策を適切に実施する。

4．情報の保存・管理体制の整備

a.文書等情報の取扱いについては、「文書管理規程」に基づき、適切な方法・期間で保管する。

b.株主総会、取締役会の議事録は関連資料とともに法定の期間、適切に保管する。

c.内部者情報、個人情報等の取扱いに関する規程を整備し、その周知・徹底を図る。

d.会社情報の開示については、「情報開示の基本方針」に基づき迅速・正確・公平な開示に努める。

5．財務報告の適正性を確保するための体制の整備

a.会計規則・基準に基づき「経理規程」等を整備し、その周知・徹底・遵守に努める。

b.財務計数については、各々の業務実績を統合情報システムによって集計し、正確性と迅速性を確保する。

c.相互牽制機能を情報システムによって確保し、異常の早期発見、迅速な対策推進に努める。

d.月次損益制度により財務計数の内容を毎月検証し、適正性を確保する。

6．取締役の職務執行（経営）の効率性を確保するための体制の整備

a.組織効率と相互牽制機能の確保の観点から、業務分掌と責任・権限を適切に定める。

b.会社の業務は、経営方針・経営計画に基づき、組織的連携と統制の下に遂行する。

c.利益管理においては、総合予算、月次損益、原価計算、独立採算の各制度のもとに計画的で整合性のある業績伸展と、問題点の早期発見・対策推進に努める。

7．監査役監査の実効性を確保するための体制の整備

a.監査役を補助する使用人を必要とするときは、監査役からの依頼により適切な者を指名し、監査役の指揮・命令の下で、取締役から独立して、補助業務に当らせる。

b.取締役は会社に著しい損害を及ぼす事実を発見したときは遅滞なく監査役に報告する。
また、監査役からの求めにより業務・財産の状況について報告する。

c.監査役への報告を行った役員および従業員は、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けない。

d.監査役が職務の執行上必要とする費用等については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用等を当社が負担する。

e.監査役監査、監査法人監査、内部監査は相互に連携を図り、各監査の実効性の確保に努める。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に関する基本方針及び社内体制の整備状況

1．基本的方針

当社は、企業活動において、社会的な秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に毅然とした態度で臨み、付け入る隙を見せないようにすることは、健全な社会の形成に関する企業の社会的責任の根幹であるのみならず、企業価値の向上にとっても不可欠のものと考えています。

この認識のもとに、当社は、企業倫理規範「木曽路行動憲章」の定めに則って、反社会的勢力とは断固として対決することを基本方針としています。具体的には、

a.反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。

b.反社会的勢力からの不当要求は断固拒絶します。

c.反社会的勢力との裏取引や資金提供には一切応じません。

2．社内体制の整備

反社会的勢力に毅然と対応するために、次により社内体制を整備しております。

a.反社会的勢力対応の統括部は人事総務部とし、社内対応における緊急報告・連絡体制を確立しています。

b.弁護士、警察、暴力追放対策機関(暴力追放愛知県民会議・愛知県企業防衛対策協議会・愛知県外食産業暴力対策協議会)との連携体制を確保しています。

3．所管警察署の指導協力を得て社員に対する教育・研修を定期的に実施しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

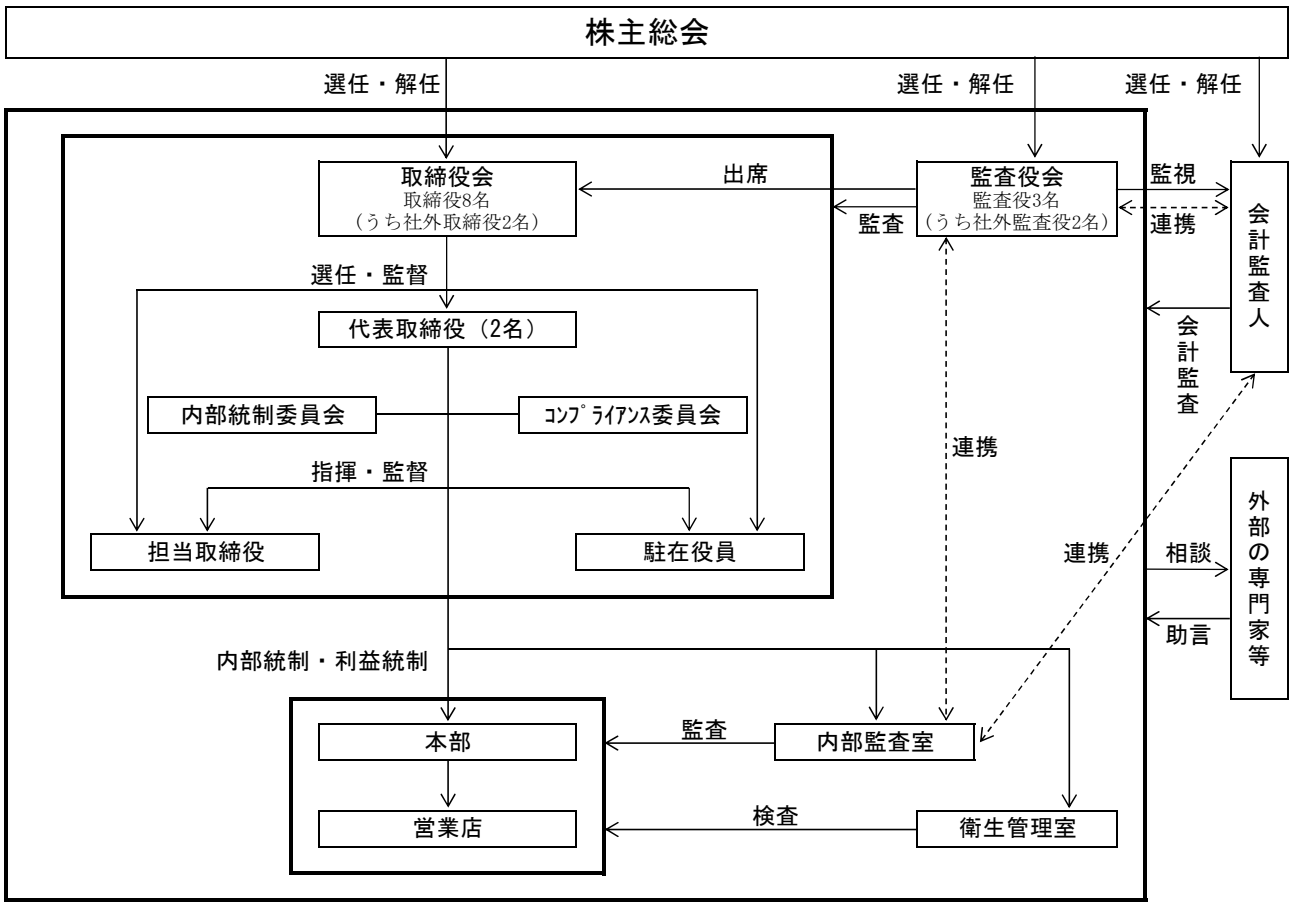
―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 基本方針
   当社では、重要な会社情報は、会社法・金融商品取引法・適時開示規則により開示することとし、その取扱においては、「内部者取引防止に関する規程」を定め遵守しています。また、会社情報の開示に関する基本方針(ディスクロージャー・ポリシー)を定めています。
2. 情報の収集・伝達
   当社では、重要な会社情報は原則として取締役会の決議事項または報告事項とし、経営者への情報伝達の万全を期しています。
   会社の業績については、月次予算制度を運営し、業績動向を迅速に把握しています。
   これらの会社情報に関して、取締役会協議、内部監査・監査役監査・会計監査人監査、経営分析等を通じて、その正確性を検証しています。
3. 開示方法
   重要な会社情報は、EDINETによる有価証券報告書等やTDnetによる決算短信等の開示のほか、当社ホームページ掲載や決算説明会開催などで開示します。
4. 開示に係る組織
   重要な会社情報の適時開示に関しては、代表取締役が責任を負っています。
   社内体制については、組織管理規程を定めて、会社情報の適時開示に関する事項は企画部が所管し、また、財務諸表関係の情報は経理部が、株主・株式関係の情報は人事総務部がそれぞれ所管することとしています。

【会社経営組織図】



【適時開示体制】

